平成２７年（フ）第６５号
沖縄県那覇市松川１丁目15番２―302号　美和マンション
債務者　玉**那覇**英希
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７９号
茨城県鉾田市徳宿3099番地５　エントピアＴＯＷＮ　A102
債務者　浅野阿沙拡
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第８４号
茨城県水戸市笠原町1594番地の２
債務者　室高　冨子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１５号
群馬県桐生市境野町６丁目525番地の15
債務者　尾池　正光
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１６号
群馬県桐生市広沢町２丁目3395番地の１
シャルマンコート広沢Ｂ204号室
債務者　尾池　由江
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１７号
群馬県桐生市境野町６丁目525番地の15
債務者　尾池カツ子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２７年（フ）第１９号
三重県名張市赤目町丈六７番地９、前住所三重県伊賀市長田2871番地１
債務者　横田真奈美
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第２５号
三重県桑名市星見ヶ丘５丁目607番地　チェリーブロッサム201号
債務者　石田　信次
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
三重県四日市市日永５丁目４番24号　レオパレスＴａｄａｓｈｉ209、前住所三重県鈴鹿市岸岡町27番地12
債務者　石川慎太郎
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
三重県四日市市あさけが丘３丁目１番地13、前住所三重県四日市市あかつき台１丁目１番地128
債務者　下田　弘美
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
三重県四日市市大字泊村1050―13　養護老人ホーム寿楽陽光苑、住民票上の住所三重県四日市市元町４番８号　菊水荘７号
債務者　上川　栄一
1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１４１号
京都市上京区西堀川通出水上る桝屋町28番地出水団地122
債務者　中野　俊幸
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１８３号
京都府宇治市大久保町旦椋65番地の１　府営西大久保団地44棟405号
債務者　森山　宣洋
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
京都府宇治市大久保町旦椋65番地の１　府営西大久保団地44棟405号
債務者　森山二三子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地４棟803号
債務者　松井　昭夫
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２００号
京都市北区大北山原谷乾町43番地22　フィールドバレイマイズ205
債務者　西村　　忍
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
京都府京田辺市河原神谷66番地　22―309、前住所京都府木津川市兜谷１丁目２番地　高の原駅西団地18―201号
債務者　豊嶋　**廣**光
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係